

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 [REDACTED] 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

答弁書

平成29年12月6日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

〒100-7036

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

J P タワー

長島・大野・常松法律事務所(送達場所)

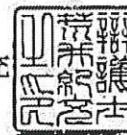
電話 03-6889-7426 (小林直通)

FAX 03-6889-8426 (小林直通)

被告訴訟代理人

弁護士

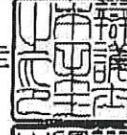
荒井紀充



同

本田

圭



同

須藤希祥



同

小林菜摘



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する
2 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 被告の主張

1. 本件の本質

経済産業省が2015年7月に策定した「長期エネルギー需給見通し」においては「エネルギー政策の要諦は、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図ることにある」とされており（乙1）、一定程度までのエネルギーの自給率の確保・電力コストの引き下げ・温室効果ガス削減など様々な要請を勘案する中で、我が国のエネルギー政策は策定されている。そして、現状において、石炭による火力発電は我が国の電源構成の中で3割程度の割合を占めているが（乙2-1ないし2-4：電力需給速報（資源エネルギー庁））、2030年度における我が国の電源構成のうち、石炭による火力発電が占める割合は26%程度とされており（乙1）、2014年4月に閣議決定した「エネルギー基本計画」においても、石炭は「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されて」いるところであって（乙3）、今後とも石炭火力発電は、我が国の電源構成において主要な役割を果たしていくことが前提とされている。

被告は、石炭火力発電所である仙台パワーステーション（以下「仙台PS」という。）を建設し、2017年10月1日から営業運転を開始するにあたり、すべての法令を遵守してきている。また、2016年3月2月には宮城県をはじめとする

関係自治体との間で公害防止協定を締結し、当然のことながら、これも遵守している。

一般的に、大気汚染の問題に関しては、大気汚染防止法を中心とする法令上の規制が存在するところ、仙台P Sは各種の環境への取り組みを行うことによりこれらの規制を実体面においても手続面においてもすべて遵守している（原告らにおいても、訴状において、仙台P Sの運転により何らかの規制違反が生じる旨の主張はしていない。）。一方、本件において原告らが指摘する大気中の浮遊物質や温室効果ガスについては、仙台P Sのみならず、各種の工場などの固定発生源や自動車などの移動発生源など様々な発生源が存在するはずである（訴状の請求の原因第3に記載の健康被害に関する主張についても様々な発生源が想定されるが、同第4に記載の気候変動に関する主張については、我が国のみならず世界中のあらゆる発生源が想定されるはずである。）。これらの発生源との比較で仙台P Sに何らかの有意な特殊性があるとは到底考えられない。原告らは、このような中で、敢えて仙台P Sを運営する被告のみに対して人格権侵害などを理由付けとして挙げながら訴訟提起をしたものであるが、後記のとおり、そもそも人格権が如何なる形で侵害されたのかということすら明らかにしていない形での訴訟提起であり、真に自らの人格権が侵害されていると考える者の取る行動として捉えることが困難な様相を呈している。現に、訴状の内容を見る限り、訴訟という手段を利用して、現行の環境規制と異なる前提に立った主張や我が国のエネルギー政策を批判することを目的とする主張を展開し、あるいは、蒲生千鶴に係る保護活動の内容を紹介するための機会を求めるもののようにしか見えない主張を行うなど、真に法的救済を求めるもののようには見えない。

そこで、本件訴訟の提起は極めて不当なものというほかない。被告の応訴の負担に鑑み、早期に請求棄却されるべき事案であるというべきである。

2. 原告らの主張が失当であること

以下に述べるとおり、本件における原告らの主張はそれ自体失当である。そこで、かかる主張に対して逐一認否することはまずは留保することとして、原告らの主張の失当性について、以下に論ずることとする。

(1) 健康被害にかかる主張の失当性について

原告らは、まず、仙台P Sの稼働が健康被害を引き起こし、ひいては自らの人格権が侵害されたとした上で、人格権に基づく差止請求権の行使を主張している（訴状7～28頁）。

しかしながら、原告らは、それぞれの原告に仙台P Sの稼働により如何なる健康被害が及ぶとするのかという点について何ら具体的な主張を行っていない。すなわち、原告らは、自らの人格権が侵害されたとする点について何ら具体的な主張を行っていないのである。

この関係では、原告らは、「仙台P Sの稼働により排出される有害物質の種類、量」（訴状10～15頁）として、大気中の浮遊物質にかかる環境基準の値を挙げた上で、多賀城市における被告の測定値の具体的数値に言及する。しかし、そもそも、被告の測定値は環境基準の値をいずれも下回っている¹。そこで、かかる主張により、自らの人格権が侵害されているものとの主張を基礎付けることはできない。

また、言うまでもないことであるが、原告らは、その各人が本件訴訟において原告として名を連ねる以上は、条件が異なる様々な生活を送っているであろう各人について、それぞれの人格権侵害の態様を具体的に主張する必要がある。当然のことながら、多賀城市における被告の測定値の存在のみをもって、原告ら各人の人格権への侵害を基礎付けることにはなるはずもない。

さらに、多賀城市に存する各種有害物質の発生源が仙台P Sにあるとする点につ

¹ 「環境基準」（環境基本法16条）は行政上の努力目標であり、大気、水、土壤等の環境媒体の基準に過ぎず、個々の事業場に適用されるものではなく、大気汚染に関して個々の事業場を規制するのは、事業場に設置される施設の排出口から排出される汚染物質の量や濃度に関する許容限度につき定めた「排出基準」（大気汚染防止法3条）である。

いても具体的な主張立証が必要となるはずであるが、この点に関して、原告らは何らの主張も行っていない。前記のとおり、大気中の浮遊物質については様々な発生源が考えられ、固定発生源の他に移動発生源としての自動車等の存在も考えられるところ、これらとの関係において、仙台PSこそが原告らの人格権侵害を引き起こす発生源であるという点について、原告らが具体的な主張立証を行うことを忌避しようとするのであれば、本件訴訟は直ちに棄却されるべきであるということになる。

なお、原告らは、自らの立証責任に関して、①「原告らは、仙台PSが排出する後記各有害物質と原告らの健康被害の間の因果関係の証明の程度については、仙台PSの稼働によって、原告らの人格権が侵害される具体的危険性について相当程度立証すれば足りると考える。」、②「仙台PSの稼働により排出される後記各有害物質によって原告らに生じる健康被害の程度が、WHO（世界保健機関）などによる多くの事例研究や統計データから導かれたシミュレーションモデルなど一般的方法に基づいて定量的に推算されれば、健康被害の発生は事実上立証されたものと評価されるべきである」といった主張を展開する（訴状8～9頁）。

このうち、上記①の主張が何を意図するものかということは必ずしも明らかでないが、仮に原告らが自らの立証の程度について高度の蓋然性に満つるものである必要がないとする趣旨なのであれば、法的に誤りであるという他ない。すなわち、最高判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁が「訴訟上の因果関係の立証は、・・・特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要と」するとしており、その後にこの点に関する判例変更が行われたこともない以上は、あくまでも原告らが高度の蓋然性を自ら主張する責任を負っていることは明らかである²。すなわち、原告らが、高度の蓋然性

² 原告らが引用する伊方原発訴訟最高裁判決（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）は、行政処分の取消訴訟に関する判決であり、しかも、安全審査を行った行

の立証を行わない場合、被告が何らの反論反証を行わない場合であっても請求棄却となるというのが、民事訴訟における大原則である。

ちなみに、原告らは、2つの下級審判決（丸森町廃棄物処分場建設差止訴訟決定（仙台地決平成4年2月28日判時1429号109頁）、長良川河口堰建設差止訴訟控訴審判決（名古屋高判平成10年12月17日判時1667号3頁））の存在に言及するが、かかる原告らの主張の趣旨は理解しかねる。これらの下級審判決はいずれも、証拠の偏在がある事例において、高度の蓋然性について一応の立証を原告が行う場合には事実上の推定が働くものとするものに過ぎず、依然として高度の蓋然性に関する立証責任を原告らに負担させることを前提とするものである。換言すれば、これらの下級審判決は、高度の蓋然性に関する原告の立証責任を軽減する旨を判示するものではない。原告らが、この下級審判決の存在をもって、自らが高度の蓋然性の立証を行うべき責任から免れると主張するのであれば、これは端的に誤りである。

また、事実上の推定との関係においては、これらの下級審判決は、本件とはまったく状況が異なる事例における判断を示すものに過ぎない。すなわち、本件においては、訴状において明らかなどおり、そもそも大気中の浮遊物質について環境基準を下回る測定値の存在が前提となっている。かかる測定値の存在は、それをもって健康被害が生じるおそれがないことを事実上推定させる事実であり、これらの下級審判決が示す理に則して言えば、本件においては健康被害が生じるおそれの高度の蓋然性がないという反証が既に被告からなされているに等しい状況にあるはずである。

政府が、当該判断に不合理な点のないことの相当の根拠、資料に基づく主張立証を尽くさない場合に当該判断に不合理な点があることが事実上推認されるとするものに過ぎない。すなわち、この最高裁判決は、立証責任の転換を図るものでもなければ（「最高裁判所判例解説民事篇平成4年度」426頁）、かかる安全審査を行ったという立場にない被告に対して積極的な立証を行うことを求める論拠となるものでもない。また、本件においては、原告らも、被告の行為が法令に違反すると主張するものではなく、被告の行為の適法性が争点とされているわけではない以上、この最高裁判決の理に従うのであれば既に適法性を推認できるから、被告がさらなる主張立証を行う必要もない。

このように、上記の最高裁判決は、原告らの主張を根拠付けるどころか、むしろ、本件においては原告らが主張するのとは正反対の結論を導くものであるという他ない。

る。それにも拘わらず、原告らの健康被害にかかる主張に関して、被告においてさらに何らかの積極的な主張立証を行うべき必要性を見出すことはできないし、かかる主張立証を行わなければ健康被害などに関する原告らの主張に高度の蓋然性が認められるというのは明らかに合理性に欠ける。

さらに、本件においては、大気中の浮遊物質の状況にかかる情報が被告側のみに偏在しているといった事情は皆無であり、原告らと被告にいずれにも等しくアクセス可能な情報である。そこで、殊更に被告に立証活動の負担を負わせるべき理由がない。さらに、大気中の浮遊物質に関しては様々な発生源が考えられるところ、経験則上、これについて被告由来の物質でない旨の高度な蓋然性を被告が立証しない限りは仙台P.S.に由来するものと推認されるとするのでは、合理性がまるで欠けることになる。そのような推認を行う以上は、少なくとも、発生源が仙台P.S.由来である可能性が相当に高いことが前提となるはずである。このように、本件において、上記の下級審判決が理由付けに挙げるところの証拠の偏在は見受けられないし、また、そのような中で事実上の推定を行うべき経験則上の合理性にも欠ける。

一方、上記②に関しては、特定の書証の証明力の問題に過ぎないはずの論点についてこれを一般化して述べるものであって、法律論として失当である。すなわち、民事訴訟においては自由心証主義が採用されているところ(民事訴訟法247条)、特定の書証の証明力の如何によっては、それ自体により高度の蓋然性の証明に成功する場合もあるが、一定の証拠方法による証明が必ず高度の蓋然性の証明をもたらすものでないことは当然のことである。原告らの主張は、かかる民事訴訟における基礎を理解しないでなされるものであり、失当であるという他ない。原告らの提出する証拠方法の信用性については、個別に吟味されるべきものなのである。

また、「一般的な方法に基づいて定量的に推算されれば、健康被害の発生は事実上立証されたものと評価されるべき」というのは、論理的に破綻している。一般的に健康被害が生じ得るということと、原告らのそれぞれに具体的に健康被害が生じ得る状況が生まれているかどうかということとはまったく次元の異なる問題である。

もちろん、原告らのそれぞれに具体的な健康被害が生じ得ると主張するためには、一般的にも健康被害が生じ得るということが前提となることは確かであるが、それだけでは足りず、個々の原告の状況についてさらに具体的な主張立証を行うことなく原告らの人格権が侵害されている旨を主張立証することはできないはずである。

以上のとおり、原告らの主張は、そもそも自らの人格権が侵害されている旨の具体的主張を欠くとともに、立証責任の所在について不当な前提に基づくものであるから、原告らがこの点に関して補充を行わないのであれば、被告として何らの反論反証を行う必要性も見出すことができないところである。

換言すれば、原告らが本件訴訟を今後とも遂行するのであれば、まずは原告らにおいて、これらの点にかかる具体的な主張立証を行うことが求められるはずである。この点に関して、原告らとして訴訟遂行のための最低限の努力すら行う意向がないのであれば、被告がなお継続して応訴の負担を強いられる理由はないというべきである。

(2) 気候変動にかかる主張の失当性について

原告らは、次に、世界の気候変動と温室効果ガスに関する一定の主張を行った上で、「温室効果ガスの濃度が安定した大気組成の中で生きる権利」に基づく差止請求権の行使を主張している（訴状28～49頁）。しかしながら、その内容は我が国のエネルギー政策を批判することを目的とするような主張を行うものに過ぎず、被告の行為に何らかの違法性が見られるとするものでもなければ、自らの人格権への具体的な侵害行為の存在を主張するものでもない。

また、「温室効果ガスの濃度が安定した大気組成の中で生きる権利」の内容については「温室効果ガス濃度が人類にとって危険ではないレベルで安定した大気組成の中で生きる権利」とするのみであり（訴状35頁）、原告らは、権利の具体的内容すらも明らかにしていない。

さらに、「特定の侵害行為（排出行為）と被害との間の具体的因果関係の証明」について、「1対1での具体的因果関係の証明が不十分であるとしても・・・温室効果ガスの排出抑制を求めることができる」と主張しており（訴状40頁）、もはや因果関係の立証を不要とする主張を行うものである。

かかる主張は、それ自体が法的な差止請求権を基礎付けるものと言えないことが明白であるから、それ自体が失当であって、被告として何らの反論反証を行う必要性も見出すことができない³。

（3）蒲生干潟にかかる主張の失当性について

原告らは、環境権に基づき、蒲生干潟に関して一定の主張を行った上で、これが被告に対する差止請求権を基礎付けるものとする（訴状49～63頁）。

しかし、そもそも環境利益は原告らに帰属する個別的利益とは一般的に解釈されてしまう、①実定法上何らの根拠もなく権利の主体・客体・内容が不明確な権利について排他的効力を有する私法上の権利であるとするのは法的安定性を害し許されない（名古屋新幹線公害訴訟（名古屋高判昭和60年4月12日判時1150号30頁、大阪高判平成4年2月20日判タ780号64頁、東京地判平成14年10月29日判時1885号23頁）、②基準となる環境の概念及び範囲が不明確であり一切の開発が不可能となりかねない（札幌地判昭和55年10月14日判時988号37頁）、③原告のいかなる具体的個別的な利害関係が侵害されるのかについても明確性を欠く（乙4：潮見佳男『基本講義債権各論II』193頁）、④個人の被害を超えた地域的被害を元にする請求は個人の私権の保護を目的とした民事裁判制度の限界を超える（金沢地判平成6年8月25日判時1515号3頁及び左記一審の判断を是認した名古屋高金沢支部判平成10年9月9日判時1656号37

³ 東京高判平成27年6月11日裁判所ウェブサイト掲載判例（各生活環境被害調停申請却下決定取消請求控訴事件）においても、二酸化炭素の排出が環境基本法における「大気の汚染」にあたらないと認定されており、人の健康に被害を生じさせる公害であると考えられていないことは明らかである。

頁) 等と批判されており、現に環境権に基づく差止請求権の存在を認めた判例も存しない。このような中で、原告らが繰々行う主張もまた、その内実は法的な議論からは乖離した主張に他ならず、蒲生千鶴に係る保護活動の内容を紹介するための機会を求めるもののようにしか見えない。そこで、この関係でも、原告らの主張はそれ自体が失当であって、被告として何らの反論反証を行う必要性も見出すことができない。

証 抱 方 法

第1証拠説明書に記載のとおり

附 屬 書 類

- | | |
|-----------|-----|
| 1 乙号証写し | 各1通 |
| 2 第1証拠説明書 | 1通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 木伏研一 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

第1証拠説明書

平成29年12月6日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 荒井紀充



同 本田



同 須藤希祥



同 小林菜摘



号証	標目(原本・写しの別)		作成日時	作成者	立証趣旨
乙 1	長期エネルギー需給見通し	写し	2015年 7月	経済産業省	経済産業省が2015年7月に策定した「長期エネルギー需給見通し」に記載された「エネルギー政策の要諦」の内容、及び2030年度における我が国の電源構成のうち、石炭による火力発電が占める割合が26%程度とされていること。
乙 2 の1	平成29年4月分電力需給速報	写し	2017年 7月21日	資源エネルギー 庁	現状において、石炭による火力発電が我が国の電源構成の中で3割程度の割合を占めていること。
乙 2 の2	平成29年5月分電力需給速報	写し	2017年 8月24日	同上	現状において、石炭による火力発電が我が国の電源構成の中で3割程度の割合を占めていること。
乙 2 の3	平成29年6月分電力需給速報	写し	2017年 9月26日	同上	
乙 2 の4	平成29年7月分電力需給速報	写し	2017年 10月24 日	同上	
乙 3	エネルギー基本計画	写し	2014年 4月	経済産業省	2014年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、石炭がベースロード電源の燃

					料としての再評価されて いること。
乙4	基本講義債権各論Ⅱ (第2版増補版) 193頁	写し	2016年 7月10日	潮見佳男	環境権の権利性に関する 分析。

以上

